

## 会 議 録

会議の名称	平成28年度 第1回本庄市都市計画審議会
開催日時	平成28年5月18日(水) 午後2時00分から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所職員厚生室
出席者	奥田副市長
	(委員) 田中 護委員、倉本 優委員、田端 講一委員、小暮 ちえ子委員 粳田 平一郎委員、岩崎 信裕委員、小林 猛委員、明堂 純子委員 鹿角 豊委員(代理 小林副所長)、向田 稔委員、伊藤 智枝子委員、 永井 重男委員、山口 幹幸委員
	(事務局) 出牛都市整備部長、荒井都市整備部次長、葦塚都市計画課長、 武正課長補佐兼計画街路係長、新井主査、岩崎主査
欠席者	神山 長平委員、(真下 恵司委員)
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 委嘱状交付 次第3 副市長挨拶 次第4 会長選出 次第5 職務代理者指名 次第6 会長及び職務代理者挨拶 次第7 協議事項 審議会の会議録について 次第8 報告事項 次第9 その他
配付資料	・次第 ・座席表 ・委員名簿 ・本庄市都市計画審議会条例 ・協議事項資料 会議録作成に当たっての留意事項 会議録記載例 ・報告事項資料 「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要 パンフレット
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
都市計画課長	<p>本日進行をつとめさせていただきます、都市整備部都市計画課長の蕨塚と申します。</p> <p>本庄市都市計画審議会は、平成28年4月1日の委員改選後、はじめての審議会でございます。会長が決まりますまでの間、私が進行役をつとめさせていただきます。</p> <p>本来ならば市長から皆様へ委嘱状を交付させていただくところではありますが、本日、市長が急用により出席できないことになりまして、申し訳ございませんが、副市長より委嘱状を交付させていただきます。</p>
	(副市長より順次委嘱状を交付)
都市計画課長	審議会の開催に当たりまして、奥田副市長よりご挨拶を申し上げます。
奥田副市長	<p>本来であれば市長から委嘱状を交付させていただき、ご挨拶申し上げるべきところではありますが、本日は急用で出席できず、代理となりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>すでに皆様ご存知のことと思いますが、本庄市都市計画審議会委員としてご尽力賜り、また本庄市の経済界の中心となって活躍されてこられました真下委員が、先日ご逝去されました。お悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈りしたいと存じます。</p> <p>都市計画審議会（以降「都計審」といいます。）委員の皆様は、それぞれ各分野を代表される方々、また、公募により、本市のまちづくりに意欲を持たれてご応募頂いた方々で、引き続き、また新たに委員として委嘱をさせていただきました。本市の都市計画行政に忌憚なきご意見をいただき、また積極的、活発なご議論を賜ればありがたいと思います。</p> <p>少子・高齢化という時代背景を踏まえまして、これまでと同様のまちづくりだけでは課題が解決できない、また人口減少を見据えたまちづくりを進めていかなければならないことから、居住誘導、都市機能の集約を進める立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。この立地適正化計画につきましては、このあと事務局から計画の概要についてご報告がございますのでよろしくお願いいたします。引き続き、持続可能な自治体であり続けるためのまちづくりを進めて参りますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
	(副市長退出)
	(委員の紹介及び事務局の自己紹介)
都市計画課長	<p>ここで会長の選出についてお諮りいたします。</p> <p>会長の選出につきましては、都計審条例第5条第1項によりまして、第3条第1項第1号の「識見を有する者」の委員のうちから、選挙によってこれを定めるとされております。ご意見がございましたらお願いいたします。</p>

倉本委員	田中委員を会長に推薦したいと思います。前の任期においても会長職に就かれていますので適任と思います。
都市計画課長	ただ今、田中委員さんに会長をとの案がございましたが、ほかにご意見はございませんでしょうか。 (同じ意見です。との声あり) ほかに、ご意見がなく、田中委員に会長職をお願いすることでよろしければ拍手をもってご承認をいただきたいと思います。 (拍手) ありがとうございました。それでは、ご承認を頂けましたので田中委員さんに会長をお願いしたいと思います。田中委員さんはご承諾頂けますか。
田中委員	受けさせていただきます。 (会長席に移動)
都市計画課長	続きまして、都計審条例第5条第3項の規定では「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とされております。会長の職務代理者を、会長からご指名をいただきたいと存じます。
田中会長	事務局より、私の職務代理者の指名について、お話がありました。これまでの都計審では議員の方をお願いしてきた経緯があるようです。皆様のご承諾がいただければ、今回も議員さんの中からお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。 (異議なし) それでは、議員さんの中からどなたかお願いできるでしょうか。 (岩崎委員を推薦しますとの声あり) ただいま、岩崎委員さんをお願いしたいとのお声をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。 (異議なし) 皆さんから岩崎委員さんをお願いしたいとのことですが、岩崎委員さん、ご承諾いただけますか。
岩崎委員	受けさせていただきます。
田中会長	岩崎委員を会長の職務代理者として指名いたします。
都市計画課長	会長及び職務代理者が決定いたしましたので、ここでお二人から、ご挨拶をいただきたいと思います。
田中会長	皆様のご推挙により会長を仰せつかりました田中でございます。本庄市民として、委員の皆さんのご協力をいただきながら、本庄市のまちづくりに少しでも役に立てればと思っております。よろしくご協力をお願いいたします。
職務代理者 岩崎委員	皆様にご推薦いただきましてありがとうございます。会長を助けながら、そして相談しながら、審議会がスムーズに行きますよう心がけてまいりますのでよろしくお願いいたします。

都市計画課長	これからの進行につきましては田中会長にお願いしたいと存じます。
田中会長	<p>次の協議事項に進む前に、関係行政機関又は埼玉県職員として選出されました大宮国道事務所長、本庄県土整備事務所長の代理出席についてお諮りします。都計審は諮問機関であることから委員は本人の個人的識見に基づいて選任されていると考えられます。しかし、これらの役職にある方の場合は、個人的識見よりはその組織としての意見を求められていると考えられます。諸々の都合により本人が出席できないなどの場合もあるかと思われまので、代理出席を認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、関係行政機関から選出の委員について、代理人の出席を認めることに皆さんの同意が得られました。なお、都計審条例第9条は、この条例に定めるもののほか都計審の運営に関し必要な事項は会長が定めることとなっておりますので、この代理出席の件は第9条により定めることとしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では皆様の同意が得られましたので、代理出席の件は都計審条例第9条により定めたものといたします。それでは、開会に必要な定数に足りているかを事務局から報告をお願いします。</p>
都市計画課長	都計審条例第6条第2項では、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日ご出席頂いております委員さんは、真下委員のご不幸により14名中現在13名でございます。定数に足りていることをご報告申し上げます。
田中会長	次に本日の配布資料の確認を事務局からお願いします。
都市計画課長	(配布資料一覧表に基づき資料確認)
田中会長	それでは協議事項に移ります。事務局から本日の会議での協議事項として、都計審の会議録について、3つの協議事項が提出されていますので、その内容につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。
課長補佐	<p>お手元の配布資料の協議事項資料をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>(配布資料「会議録の作成に当たっての留意事項及び会議録記載例」により説明)</p> <p>協議にあたり、それぞれ事務局案を提案させていただきます。まず、1点目、都計審の会議録に発言委員名を記載することについてですが、現在、職員については役職名で、発言者がわかるように記載をしておりますが、委員につきましては、委員とだけ記載する場合と〇〇委員と苗字を記載する方式などがございます。埼玉県及び県北各市の都市計画審議会では、委員名を記載する審議会が増えており、本市においても透明性を高めるため、都市計画審議会でも委員名を記載することを提案させていただきます。</p> <p>次に2点目、作成した会議録を市のホームページで公表することについて</p>

	<p>でございます。今までも、都計審の会議録は、情報公開請求があれば公開する対応でしたが、より開かれた都計審とするため、事務局としては会議録を市のホームページで公表させていただくことをご提案させていただきます。現在、本市の審議会で委員の発言内容を記載した会議録を市のホームページで公表しているものは、総合振興計画審議会、行政改革審議会、健康づくり推進総合計画審議会等であります。</p> <p>続いて3点目でございます。市民への情報公開を原則とする審議会の会議録につきましては、事務局が発言の趣旨及び決定事項を理解いただけるよう会議録を作成しておりましたが、会議録の署名人は設けておりませんでした。今年度から、会議録を会長に確認を頂き、会長にご署名をいただく方式とさせていただくことを事務局からご提案申し上げます。なお、会議録署名人はホームページへ掲載する場合は、署名部分は省略することもあわせてご提案させていただきます。</p> <p>以上3点につきまして、ご協議いただきたいと存じます。</p>
田中会長	<p>ただいまの事務局の説明について、何かご質問などございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、会議録の作成について、まず1点目の発言委員名を記載することについてお諮りしたいと思います。事務局からの提案では、発言委員の苗字を入れて会議録を作成するするものですが、提案のとおりとすることによってよろしいでしょうか。</p>
山口委員	<p>委員名の記載で、苗字のみとフルネームの記載の違いはなんでしょうか。入れないのであれば入れない、入れるのであればフルネームで入れるのでよいのではないのでしょうか。苗字だけを入れる意味を教えてください。</p>
都市計画課長	<p>発言委員名をわかるようにするため、会議録に発言委員の苗字を入れることを提案させていただいたもので、フルネームでも差し支えはございません。委員の皆様がフルネームの記載でよいということであれば、それに対応させていただきます。</p>
山口委員	<p>都計審の委員の名簿は別にあるのですか。各市のホームページに掲載された都画審の会議録を見ますと、どういう方が出席しているのか、またその発言内容もわかるようになっていますが、そのスタイルでいくのですか。</p>
都市計画課長	<p>会議録については、配布資料として委員名簿をお配りした場合は、会議資料としてホームページに掲載しますが、委員名簿を配布しない場合の会議では、出席者欄に記載した委員名だけとなります。事務局としては、この出席者欄に、委員名をフルネームで記載し、発言者欄については、苗字による記載とさせていただければと考えております。</p>
田中会長	<p>会議録の出席者欄に委員名をフルネームで記載し、発言者欄は、苗字だけの記載とする会議録になるわけですか。</p>
都市計画課長	<p>事務局としては、その方法でお願いしたいと考えております。</p>

山口委員	それであれば、問題ありません。
田中会長	事務局の提案であります発言者欄は、苗字だけの記載とする事務局案とすることでよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、皆様の同意がいただけましたので、1点目は、会議録の出席者欄の委員名をフルネームで記載し、会議録の発言者欄は苗字で委員名を記載することで決定いたします。 つづいて、2点目の会議録のホームページへの掲載についてお諮りいたします。先ほどの事務局の提案のとおり、より開かれた都計審とするため会議録をホームページへ掲載することでよろしいでしょうか。
山口委員	私は2年前から本会の委員をしていますが、これは今回初めての試みだと思います。これまでの都計審の会議録は、どのような取り扱いになっていたのでしょうか。
都市計画課長	今までも都計審の会議録は作成しておりましたが、内容が個人情報にかかる事案、また、地域に特化した事案等がありましたことから積極的な情報公開を控え、情報公開請求があれば個人情報等に配慮して公表を行うこととしておりました。本年3月の市議会一般質問で審議会の透明性を高めることについての質問がありましたことや、社会状況等を踏まえまして、より開かれた都計審とさせていただくため、平成28年度から会議録をホームページに掲載させていただくことを提案させていただきました。
山口委員	お話のように、本年3月の市議会での一般質問が契機になったものだと思います。この質問は、本審議会に直接係わるものであり、質問内容や答弁をもっと詳しく皆さんにお示しすべきだと思います。この場で、配布し説明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。
田中会長	事務局で今、対応できますか。
都市計画課長	3月議会の議事録は、まだ公開となっておりますので、今ご用意することはできません。
山口委員	後日、委員の皆さんに送付するなど、フォローしていただければ結構です。
田中会長	一般質問の議事録は、後日送付させていただくことでよろしいですか。 (異議なし)
明堂委員	個人のお名前が出る場合なども考えられますが、会議録では個人情報についてはどのように対応していくのですか。
都市計画課長	会議録には記載いたしますが、公開する場合は、本庄市情報公開条例に基づき開示できない情報、個人名等につきましては、黒塗り等で情報の保護に配慮した対応といたします。
山口委員	市民の皆さんには、都計審でどのような内容が議論されているのか、どんな発言がなされているのか、自分たちの興味のある話題があるのかなどが知りたい情報であると思います。個人情報等の記載は、公開する会議録には不要

	と考えます。
田中会長	審議会の委員に配布する資料等についても、情報公開条例に配慮した内容になっているのですね。
都市計画課長	そうした対応にしています。
田中会長	ほかにご意見がなければ、事務局提案の会議録をホームページに掲載することについていかがでしょうか。 (異議なし) それでは、都計審の会議録をホームページに掲載することで決定いたします。 つづいて、3点目の会議録署名人についてお諮りします。事務局提案では、会議録の記載内容を会長が確認し、会長が署名を行うこととするものですが、提案のとおりとすることによろしいでしょうか。
田端委員	埼玉県の都計審は、会長が署名人ではなく違う方法だったように記憶していますが。いかがでしょう。
田中会長	会議録の署名人は、事務局提案の方法と、会長が指名する委員を署名人とする方法などが行われていますが、事務局としては事務量を考慮しての提案ですか。
課長補佐	そうです。
山口委員	重要なのは、発言者の発言の意図や趣旨に誤りがないかという点です。公表する場合には、通常どのような会議でも本人確認を要するものです。そうして各委員が確認するような流れがあれば、形式上、署名人は会長名で結構だと考えます。
田端委員	ホームページで会議録を公開するのであれば、その前に各委員に掲載する会議録案を送付していただければ確認ができますね。そうしていただければ、会議録署名人は会長でいいのではないのでしょうか。
明堂委員	市議会の議事録のように全文議事録であれば、これはそのままですが、要約議事録となると発言者の意図が伝わらない要約も出てきます。発言者名も記載されますので、できれば公開前に確認できるようにしていただければと思います。
都市計画課長	作成した会議録を委員の皆様へ郵送させていただき、期日を設けましてご確認いただくこととして、修正がある場合は事務局にご連絡いただき、その確認手続き終了後に会長にご署名いただき、ホームページに掲載することを改めましてご提案させていただきます。
田中会長	ただいま、事務局から提案がございましたが、いかがでしょうか。 (異議なし) ご同意いただけましたので、会議録を作成後、各委員に郵送し確認していただき、内容に問題がないことを確認した後に会長が署名することで決定い

	<p>たします。また会議録署名人はホームページへ掲載する場合は、署名部分は省略することといたします。</p> <p>3点の協議事項につきまして、委員会として決定をいたしました。</p> <p>次に、報告事項「本庄市の都市計画について」に移ります。事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>今年度の都計審諮問予定事項についてご説明します。</p> <p>本庄都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）          児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）          本庄都市計画 区域区分（埼玉県決定）          本庄都市計画 用途地域（本庄市決定）</p> <p>以上の4つの都市計画の変更について諮問を予定しております。</p> <p>埼玉県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」これは、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものであります。それと「区域区分」これは市街化区域及び市街化調整区域の区域を定めるもの、いわゆる線引きでございます。これらは、最新の都市計画基礎調査の結果を踏まえた定期見直しを行うものでございます。この見直しで「区域区分」につきましては、西富田の金鑽通り線、国道462号沿いにある市街化調整区域を地形地物に合わせて市街化区域に編入する軽微な変更を進めております。また、この変更に伴いまして、国道462号沿道の用途地域の変更手続きも進めております。</p> <p>以上は現在、原案の閲覧といった都市計画変更手続きを進めており、秋頃、都計審に諮問させていただくことを予定しております。</p> <p>次に、今年度の都市計画に係る主な取り組みについて報告させていただきます。今年度は立地適正化計画の素案の策定に取り組めます。</p> <p>（配布資料「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画概要パンフレット」により説明。）</p> <p>立地適正化計画は人口減少、超高齢化という社会情勢のなかで、都市のコンパクト化と交通ネットワーク化により持続可能なまちづくりを目指す新たな制度です。本市におきましては、平成27年度に計画策定に向けた策定調査を実施いたしました。今年度は素案策定、来年度に計画策定というスケジュールで進めております。素案については都市計画審議会にもご意見をいただきながらまとめていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p>
田中会長	<p>ただいまの報告について、何かご質問などございますか。</p>
山口委員	<p>都市計画マスタープランは、とかく絵に描いた餅となり、現状との間には乖離が生じています。従来の都市計画法の規制手法のみでは限界があることから、民間活力の誘導などにより現行のマスタープランを補うため、立地適正化計画が誕生したものと思います。その意味で、本市マスタープランと現</p>

	状とのギャップ、それを阻む課題をしっかりと認識し、計画を策定していく必要があると考えます。
明堂委員	今までは、市街化区域と市街化調整区域という線引きにより、住居等を市街化区域に誘導していくという施策であったものを、立地適正化計画では、市街化区域の中に、改めて居住誘導区域と都市機能誘導区域というものを設けて誘導していくということでのいいのですか。
課長補佐	立地適正化計画は、自治体の状況により様々な計画内容になります。すでに計画を策定した自治体では、土砂災害危険区域と工業地域を居住区域から除く計画としたところもあります。本市の場合は、昨年度実施した策定調査でも、線引きにより居住区域は比較的整理されているという結果もあり、現在のところでは市街化区域内全体を大きく見直すというものにはならないと考えております。
山口委員	立地適正化計画のねらいは、人口減少の進んだ地方のように都市の集約化を目的とする以外に、民間活力を誘導してマスタープランに基づく都市を実現するために策定する目的の2通りの意味があります。本市は、現状では人口減少の進んだ地方のような深刻な問題は生じていません。しかし、遅延している本庄早稲田駅前の開発促進、まちなかの空洞化、空地となった公有地の活用など、しっかりと本庄市の課題に焦点を当てて、計画を策定すべきだと思います。
明堂委員	本庄市の課題を整理し、設定した区域に誘導するとなると、住民から見た場合は規制が強くなるように思われます。理想とするまちづくりと住民の声にどのように対応していくのですか。
課長補佐	市街化区域の線引きや用途地域を新たに見直すということではありません。現在の線引き、用途地域をもとに、本庄市にあった立地適正化計画を策定していきたいと考えております。規制強化となる場合の住民の皆様への対応については、現段階では申し上げられないことをご理解ください。
田中会長	ほかにご質問はございますか。 (質問なし) それでは、協議事項、報告事項が終わりましたので、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。
都市計画課長	ありがとうございました。それでは「その他」ということで事務局からご連絡いたします。
課長補佐	次の都計審の予定でございますが、今のところ次回日程は決まっておりません。整備、開発及び保全の方針、区域区分、用途関係については秋ごろ、立地適正化計画の素案につきましては、来年の2月ごろに開催させていただくことを考えております。
山口委員	立地適正化計画の素案がまとまる2月ごろまで都計審を開かないということだけでなく、その間に、都市計画マスタープランを実現する上での現状課題

様 式

	などについて、審議会で議論を尽くすべきだと思います。ご検討いただきたい。
課長補佐	素案がない中で議論するのも難しいと思いますので、素案の素案みたいなものをお見せできる際に、議論をお願いしたいと考えております。しかし、委員の皆様の専門的な知識を伺う事も起こりえますので、その際はご協力をお願いいたします。
都市計画課長	これをもちまして、平成28年度第1回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。